個人情報ファイルの名称	土地・家屋閲覧台帳
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務 部 資産税 課 土地 係 家屋・償却 (担当)
個人情報ファイルの利用目的	土地及び家屋の所有者を閲覧するため
記 録 項 目	1氏名、 (土地)2所在地、3地目、4地積 (家屋)5所在地、6家屋番号、7構造、8種類、9屋根、10床面積
記 録 範 囲	固定資産税及び都市計画税が賦課される人
記録情報の収集方法	<ul><li>☑ 本人</li><li>☑ 市の機関内</li><li>☑ 本人以外 ☑ 他の市の機関</li><li>☑ その他(相続人、納税管理人等)</li></ul>
要配慮個人情報の有無	
記録情報の経常的提供先	□ 市の機関内 □ 有 □ 他の市の機関 □ その他 ( ) □ 無
個人情報の保護に関する法律 第74条第1項第8号に該当	(理由)
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)八潮市役所総務部総務課 (所在地)埼玉県八潮市中央1丁目2番地1
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号
備    考	

個人情報ファイルの名称	償却資産種類別明細書
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務 部 資産税 課 家屋・償却 (担当)
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税及び都市計画税賦課事務のため
記 録 項 目	1氏名、2償却資産の明細(資産の種類、名称、数量、耐用年 数、取得年月、取得価格、前年度評価額、評価額、決定価格)
記 録 範 囲	慣却資産の所有者
記録情報の収集方法	<ul><li>☑ 本人</li><li>☑ 市の機関内</li><li>☑ 本人以外 □ 他の市の機関</li><li>□ その他 ( )</li></ul>
要配慮個人情報の有無	□ 有 □ 無
記録情報の経常的提供先	□ 市の機関内 □ 有 □ 他の市の機関 □ その他 ( )
個人情報の保護に関する法律第74条第1項第8号に該当	(理由)
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)八潮市役所総務部総務課 (所在地)埼玉県八潮市中央1丁目2番地1
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	
備考	

	1 7 7 7 1 1 1 1 7 1 1 1 7 1 1 1 7 1 1 1 1 7 1
個人情報ファイルの名称	償却資産課税台帳兼評価調書
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	総務 部 資産税 課 家屋・償却 (担当)
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税及び都市計画税賦課事務のため
記録項目	1住所、2氏名、3償却資産の取得価格、4評価額及び課税標準額
記 録 範 囲	償却資産の所有者
記録情報の収集方法	<ul><li>☑ 本人</li><li>☑ 市の機関内</li><li>☑ 本人以外</li><li>☐ 他の市の機関</li><li>☐ その他( )</li></ul>
要配慮個人情報の有無	<ul><li>□ 有</li><li>☑ 無</li></ul>
記録情報の経常的提供先	<ul><li>□ 市の機関内</li><li>□ 他の市の機関</li><li>□ その他 ( )</li></ul>
個人情報の保護に関する法律 第74条第1項第8号に該当	(理由)
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)八潮市役所総務部総務課 (所在地)埼玉県八潮市中央1丁目2番地1
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	□ 法第60条第2項第1号 で
備考	

個人情報ファイルの名称	固定資産総合管理システム(家屋台帳履歴管理システム HOUSTRAGE)
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	総務 部 資産税 課 家屋・償却 (担当)
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税及び都市計画税賦課事務のため
記録項目	1住所、2氏名、3生年月日、4性別、5電話番号、6世帯状況、7(所有資産の)所在地、8種類・構造、9床面積、10課税標準額、11登記情報
記 録 範 囲	固定資産税及び都市計画税が賦課される人
記録情報の収集方法	<ul><li>□ 本人</li><li>☑ 市の機関内</li><li>☑ 本人以外 □ 他の市の機関</li><li>□ その他(相続人等)</li></ul>
要配慮個人情報の有無	□ 有 □ 無
記録情報の経常的提供先	□ 市の機関内 □ 有 □ 他の市の機関 □ その他 ( ) □ 無
個人情報の保護に関する法律 第74条第1項第8号に該当	(理由)
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)八潮市役所総務部総務課 (所在地)埼玉県八潮市中央1丁目2番地1
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	→ 改令第21条第7項に該当する ファイル (電算処理ファイル) □ 有 □ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
備    考	

個人情報ファイルの名称	固定資産総合管理システム (家屋評価システムHOUSAS)
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税及び都市計画税賦課事務のため
記録項目	1住所、2氏名、 3(所有資産の)所在地、4種類・構造、5床面積、6課税標準 額、7登記情報
記 録 範 囲	固定資産税及び都市計画税が賦課される人
記録情報の収集方法	<ul><li>☑ 本人</li><li>☑ 市の機関内</li><li>☑ 本人以外</li><li>☑ 他の市の機関</li><li>☑ その他(相続人等)</li></ul>
要配慮個人情報の有無	<ul><li>□ 有</li><li>☑ 無</li></ul>
記録情報の経常的提供先	□ 市の機関内 □ 有 □ 他の市の機関 □ その他( ) □ 無
個人情報の保護に関する法律 第74条第1項第8号に該当	(理由)
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)八潮市役所総務部総務課 (所在地)埼玉県八潮市中央1丁目2番地1
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	→ 改令第21条第7項に該当する ファイル (電算処理ファイル) □ 有 □ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
備	

個人情報ファイルの名称	固定資産税・都市計画税課 税台帳兼名寄帳
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供さ れる事務をつかさどる組織の名 称	総務 部 資産税 課 土地 係 家屋・償却 (担当)
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税及び都市計画税賦課事務のため
記 録 項 目	1住所、2氏名、3口座番号、 4 (所有資産(土地)の)所在地、5地目、6地籍、7課税標準額、8税額 9 (所有資産(家屋)の)所在地、10種類・構造、11床面積、12課税標準額、13税額 14 (所有資産(償却資産)の)課税標準額、15税額
記 録 範 囲	固定資産税及び都市計画税が賦課される人
記録情報の収集方法	<ul><li>☑ 本人</li><li>☑ 市の機関内</li><li>☑ 本人以外</li><li>☑ 他の市の機関</li><li>☑ その他(相続人、納税管理人等)</li></ul>
要配慮個人情報の有無	□ 有 □ 無
記録情報の経常的提供先	□ 市の機関内 □ 有 □ 他の市の機関 □ その他 ( ) □ 無
個人情報の保護に関する法律 第74条第1項第8号に該当	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)八潮市役所総務部総務課 (所在地)埼玉県八潮市中央1丁目2番地1
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	
備    考	

個人情報ファイルの名称	Web Rings課税システム
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税及び都市計画税賦課事務のため
記 録 項 目	1住所、2氏名、3生年月日、4性別、5電話番号、6世帯状況、7課税状況、8口座番号、9(所有資産(土地)の)所在地、10地目、11地籍、12課税標準額、13税額14(所有資産(家屋)の)所在地、15種類・構造、16床面積、17課税標準額、18税額19(所有資産(償却資産)の)名称、20課税標準額、21税額
記 録 範 囲	固定資産税及び都市計画税が賦課される人
記録情報の収集方法	<ul><li>☑ 本人</li><li>☑ 市の機関内</li><li>☑ 本人以外</li><li>☑ 他の市の機関</li><li>☑ その他(相続人、納税管理人等)</li></ul>
要配慮個人情報の有無	□ 有 □ 無
記録情報の経常的提供先	<ul><li>☑ 市の機関内</li><li>☑ 有</li></ul>
個人情報の保護に関する法律 第74条第1項第8号に該当	(理由)
開 示 請 求 等 を 受 理 す る 組 織 の 名 称 及 び 所 在 地	(名称)八潮市役所総務部総務課 (所在地)埼玉県八潮市中央1丁目2番地1
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	→ 改令第21条第7項に該当する ファイル (電算処理ファイル) □ 有 □ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備	